

新型コロナウイルスに関する臨時休業（休校）、出席停止等の基準と対応について

お子様の入学、進級おめでとうございます。日頃より、佐久市学校教育に対して、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る諸対応に深く感謝申し上げます。

さて、4月6日に県から佐久圏域に対して新型コロナウイルス感染警戒レベルが4に引き上げられ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」が発出されました。佐久市ではこれまでも、文部科学省や県のガイドライン等をもとに、学校での感染防止対策を行い、学習活動を行ってきておりますが、年度のスタートに当たり、改めて児童生徒や教職員本人が感染者および濃厚接触者等になった場合の臨時休業や出席停止等の基準についてお知らせします。下記について、ご承知おきいただくとともに、該当の場合には基準に沿ってご対応をお願いします。

なお、この基準につきましては、佐久市のホームページにアップしてありますので、ご参考まで。

(URL <https://www.city.saku.nagano.jp/kyoiku/kyoikuiinkai/20201028koronakijyun.html>)

記

1 児童生徒が感染症患者となった場合

- ①保健所や医療機関等の指示に従って治療をお願いします。
- ②保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。
- ③治癒するまで「出席停止」となります。
- ④保健所による濃厚接触者の範囲の特定や防疫に関する指導に沿って、必要な場合は、当該学校の全部または一部が臨時休業（休校）となりますが、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校が再開となります。
- ⑤当該校の保護者の皆様には、感染者が確認された事実及び臨時休業（休校）の実施の有無をはじめ学校がとる対応についてお知らせします。（個人が特定されないよう配慮します）
また、下校時刻が早まる場合などは、保護者による迎えなどをお願いする場合もあります。ご理解ご協力をお願いします。
- ⑥感染拡大防止、風評被害防止の観点から必要と認めた場合は、当該の学校より保護者に同意を得た上で、市から学校の種別（小学校または中学校）と公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施など）を公表します。
- ⑦「出席停止」中の学習等については、治療の状況を踏まえながら、学校が可能なサポートをします。

2 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

- ①保健所や医療機関等の指示に従い、PCR検査等を行うこととなります。
- ②保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。
- ③「出席停止」2週間となります。（PCR検査等で陰性の場合でも、2週間の出席停止）
- ④「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

3 児童生徒の同居家族が感染症患者となった場合

- ①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。
- ②「出席停止」2週間となります。（PCR検査等で陰性の場合でも、2週間の出席停止）
- ③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

4 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合

①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。

かかりつけ医等の指示でPCR検査等を受けた場合も、学校へご連絡をお願いします。

②この場合登校は控えていただきますが「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとなりません。

③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

5 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒について

①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。

②登校を控える場合も「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとなりません。

③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

6 感染症の予防上、上記2～5の他、保護者が児童生徒を出席させない場合

①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。

②合理的な理由があると学校長が判断した場合は、「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとなりません。

③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

7 学校再開後、給食の提供が遅れる場合

お弁当の持参や午前授業で下校するなどの対応をお願いする場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

8 感染症患者や濃厚接触者が特定された場合

当該の児童生徒や家族等に対して誹謗・中傷などがないように、冷静な対応をお願いします。

<長野県の感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安>

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	陽性者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発出し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発出し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討